

石垣市職員倫理条例運用状況報告

この条例は、職員の職務の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的としています。

職員倫理に関する運用状況について報告いたします。

【期間：令和7年2月1日～令和8年1月31日】

1. 倫理条例等の周知及び保持等に関する施策について

(1) 令和7年4月15日

職員の「身だしなみ」について（通知）

(2) 令和7年4月28日

職員の連休における厳正な服務規律の確保等について（通知）

(3) 令和7年6月10日

職員の市民駐車場の適正利用について（通知）

(4) 令和7年12月16日

職員の年末年始における厳正な服務規律の確保等について（通知）

(5) 令和8年1月22日

職員の市民駐車場の適正利用について（通知）

(6) 利害関係者との禁止行為の例外に関する届出

利害関係者との禁止行為の例外に関する届出状況

以上、職員の綱紀粛正及び服務規律の確保等については、機会あるごとに注意を喚起し、周知徹底を図っており、通知においては、倫理条例の概要と届出事項について周知を図っております。

2. 石垣市職員倫理審査会

令和8年2月18日（水）午後3時半 ・ 会議室6